

扶養申立書の手引き

共済組合では、共済被扶養者申告書（扶養認定）の提出の際、扶養申立書の記載内容及び認定を受けようとする者の状況に応じた以下の確認書類の提出により、収入確認、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力、社会通念等を厳正に総合的に勘案し、認定の可否を判断します。

1. 扶養認定の申告理由について、レ点を記入ください。

共済被扶養者申告書（扶養認定）に記載した申告の理由と同じ項目にレ点を記入し、以下の必要書類を提出ください。

なお、該当箇所が無い場合は、その他に記入ください。

婚姻・・・婚姻受理証明書または戸籍謄本 退職による無収入・・・設問4(3)(4)を参照

収入の減少・・・労働条件通知書（雇用契約書）等の写し
（雇用形態の変更及び今後一年間の収入見込額が時給・労働時間・日数等を用いて算出できること。確認できる書類がない場合は給与支払証明書）

失業給付の受給満了・・・雇用保険受給資格者証の写し（第1面から印字がされている最終面まで）

養子縁組・・・戸籍謄本、世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）

扶養の付け替え・・・例1：夫婦の収入比較による子の扶養の付け替え ■必要書類・・・設問5の配偶者ありを参照

例2：死別または離婚による子の扶養の付け替え ■必要書類・・・設問5の配偶者なしを参照

2. 認定を受けようとする者の現在の状況について、当てはまる全ての項目に記入ください。

当てはまる全ての項目にレ点を記入し、以下の必要書類を提出ください。なお、組合員と同居別居以外に当てはまる項目が無い場合は、設問8に記入ください。 ◎収入が認定限度額内であっても、国民健康保険加入の正社員（試用期間含む）は認定できません。

組合員と別居・・・別居先の世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）及び仕送りが確認できる通帳の写し（詳細は設問7を参照）

無職、求職中、進学または就職のため勉強中・・・詳しい状況を設問8に記入ください。

パート・アルバイト中または法人の役員・・・労働条件通知書（雇用契約書）等の写し、法人役員の場合是非常勤であることが確認できる書類

◎常勤の法人役員は被扶養者になれません。（今後一年間の収入見込額が時給・労働時間・日数等を用いて算出できること。確認できる書類がない場合は給与支払証明書）

大学生、短大生、専門学校生または予備校生・・・在学証明書 外国籍・・・在留期間がわかる住民票又は在留カードの写し

病気療養中により就労できない（各手当の受給についてレ点を記入）・・・詳しい状況を設問8に記入ください。

障害により就労できない※1（各手当の受給についてレ点を記入）・・・障害の状態が確認できる手帳等の写し

傷病手当金を受給中・・・設問3該当箇所へ金額を記入 傷病手当金を受給していた・・・受給終了がわかる書類

※1 障害者手当等の額は設問3その他の収入へ金額を記入

3. 組合員及び認定を受けようとする者について、今後一年間に見込まれる収入金額を記入ください。

◎組合員の収入見込額及び世帯員数を記入してください。（世帯員数からは配偶者、18歳未満の子及び学校教育法に規定する学校の学生を除く。）

認定を受けようとする者に収入がある場合、当てはまる全ての項目及び収入合計に金額を記入ください。

また、収入がある場合には、今後一年間の収入見込額が確認できる以下の必要書類を提出ください。

◎認定を受けようとする者の続柄が父母、兄弟姉妹等の場合は、収入の有無に関係なく、必ず直近の課税（非課税）証明書及び組合員の源泉徴収票の写しを提出ください。

給与収入・・・労働条件通知書（雇用契約書）等の写し

※今後一年間の収入見込額が時給・労働時間・日数等を用いて算出できること。確認できる書類がない場合は給与支払証明書

営業（農業）等収入※2・・・前年分の確定申告書及び収支内訳書等一式の写し

不動産収入※2・・・前年分の確定申告書の写しや登記簿謄本等の写し

※2 申告書提出時と同時期に事業収入等が発生する場合（前職退職後、新規に事業を始める等）は、開業届の写しを提出ください。

雇用保険日額・・・雇用保険受給資格者証の写し（第1面から印字がされている最終面まで）

傷病手当金日額・・・傷病手当金の振込通知書の写し等

年金収入・・・年金受給中・・・年金証書及び直近の年金支払通知書の写し（源泉徴収票は不可）

年金請求中・・・年金の見込額が確認できる書類

（年金試算表、直近のねんきん定期便の写しまたは年金事務所にて制度共通年金見込額照会回答票等を発行）

その他の収入・・・収入の種類に応じて金額が確認できる書類

例1：県もしくは市またはその両方からの障害者手当（特別障害者手当、在宅重度障害者手当、障害者扶助料等）

例2：利子収入、配当収入（預貯金利子、株式配当金、有価証券利息等）

例3：雑所得（原稿料、講演料等の収入）

4. 認定を受けようとする者について記入ください。

(1) 扶養義務者について

認定を受けようとする者について、組合員の他に主たる扶養義務者になり得る者（以下、他扶養義務者という。）がいる場合には、その扶養義務者についても確認を行い、認定の可否を判断します。 ◎他扶養義務者が複数人いる場合は、その者について設問8に記入ください。

組合員のみ・・・認定を受けようとする者が配偶者、子（組合員に配偶者がいない場合）

他に扶養義務者がいる・・・

◆認定を受けようとする者が「子」の場合・・・組合員の配偶者について記入ください。■必要書類・・・設問5参照

◆認定を受けようとする者が「親（父母）」の場合・・・その配偶者、その両親（組合員の祖父母）、組合員の配偶者、組合員の兄弟姉妹について記入ください。

■必要書類・・・世帯全員の住民票（続柄の省略は不可）、組合員の源泉徴収票の写し、認定を受ける者の直近の課税（非課税）証明書

戸籍謄本※3（配偶者が除籍されている場合を除き、組合員と認定を受ける者が同居の場合は必要ありません。）

他の扶養義務者の収入が確認できる書類（父母の配偶者、父母の両親、組合員の配偶者、組合員の兄弟姉妹）

◆認定を受けようとする者が「兄弟姉妹」の場合・・・親（父母）や組合員と当該兄弟姉妹以外の兄弟姉妹について記入ください。

■必要書類・・・上記の「親（父母）」の場合と同じ（ただし、戸籍謄本は必要。）

※3 戸籍謄本は、他に扶養し得る者の存在確認のため、親子兄弟姉妹関係等が客観的にすべて確認でき、死別又は離婚その他除籍された者が確認できるものを戸籍担当窓口で取得ください。

(2) 申告前一年間の勤務状況等について 申告前の勤務状況等について当てはまる項目にレ点を記入し、以下の必要書類を提出ください。

勤めていた・・・退職日がわかる書類等の写し 事業収入があった（廃業または委譲）・・・廃業届の写し等

【合算認定限度年額】

A 認定限度年額が130万円の者 B 認定限度年額が180万円の者（障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者）

夫婦の区分	A と A	A と B	B と B
合算認定限度年額	260万円	310万円	360万円

(3) 雇用保険の加入状況等について		雇用保険の加入状況等について、し点を記入し、次の必要書類を提出ください。	
◆現在の雇用保険の加入状況 加入していない、かつ、設問1「収入の減少（雇用形態の変更等）」により雇用保険の資格を喪失した場合・・・離職票1・2の原本 ◆過去の雇用保険の加入状況（申告前一年以内に退職した方、勤務先を変えた方） 加入していた・・・失業給付についてもし点を記入し、必要書類を提出ください。 受給中（日額3,612円未満）・・・雇用保険受給資格者証の写し（第1面から印字がされている最終面まで） 受給しない・・・離職票1・2の原本（電子の場合は原本と分かるように明記ください。） 受給していた・・・雇用保険受給資格者証の写し（第1面から支給終了の印字がされている最終面まで） 受給予定で現在求職申込前※4・・・離職票1・2の写し 受給予定で現在待期間中または給付制限期間中・・・雇用保険受給資格者証の写し（第1面から印字がされている最終面まで） 受給予定で現在延長手続き予定・・・延長手続き後、離職票1・2及び受給期間延長通知書の原本 受給予定の場合は、認定日となり得る日後一月以内に失業給付を受給しないことを確認し、チェックをしてください。 ◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書は上記の書類の代わりにはなりません。 加入していなかった・・・直近の給与明細の写し（雇用保険料が控除されていない）等の加入していなかったことを証明する書類 （以前が市町村職員共済組合以外は要提出） ※4 給付制限期間等で受給開始までの期間が1か月を超えること、及び基本手当日額が限度額以内であることをハローワークに確認してください。			
(4) 申告前の医療保険制度について		申告前の医療保険制度についてし点を記入し、次の必要書類を提出ください。	
市町村の国民健康保険・・・資格情報通知書又は資格確認書の写し(マイナポータルの健康保険証画面の「医療保険の資格情報」(PDF)印刷でも可) ◎前職があって、雇用保険に加入していなかった場合は、退職日が分かる書類等の写しをあわせて提出してください。 市町村の国民健康保険または任意継続保険・・・扶養手当の支給が無の場合は現在の収入の有無に関わらず、直近の課税（非課税）証明書 （高校生以下又は以前雇用保険の受給を事由として取消した者が受給終了により再度認定を受ける場合は提出不要。申告時には既になくなっている収入が載っている場合、その収入がなくなったことがわかる書類（退職日記載の源泉徴収票の写し等）を併せて提出ください。） 市町村の国民健康保険以外（医師、建設業国保等を含む）・・・健康保険資格喪失証明書の原本（※5、6を除く） ※5 配偶者との年間収入逆転に伴い、子の認定を受けようとする場合は、配偶者側の保険者が発行した現在の資格情報通知書の写し、資格確認書の写し又はマイナポータルの健康保険証画面の「医療保険の資格情報」（PDF）を印刷したものを提出ください。 ※6 「組合員の資格取得」が申告理由で、申告前から組合員の被扶養者であったことが確認できる場合のみ、申告前の資格情報通知書の写し、資格確認書の写し又はマイナポータルの健康保険証画面の「医療保険の資格情報」（PDF）を印刷したもので可。			
5. 組合員が子の認定を受けようとする場合、配偶者について記入ください。			
●組合員の配偶者が被用者保険の被保険者の場合・・・双方の年間収入（前年分）を比較 ●組合員の配偶者が国民健康保険の被保険者の場合・・・組合員については年間収入（前年分）を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較 いずれの場合も、組合員の収入の方が多いこと、又は配偶者の年間収入が多い場合は、組合員の年間収入との差額が配偶者の年間収入の1割以内であることが認定要件となります。 当てはまる項目を記入し、以下の必要書類を提出ください。なお、配偶者の医療保険制度欄の【左記以外】は、4(4)の名称を参考に記入ください。 配偶者なし・・・組合員の源泉徴収票の写し※7、8、世帯全員の住民票（続柄省略不可） 及び戸籍謄本（設問4(1)※3下線部参照。認定を受けようとする者と同居の場合も提出ください） 配偶者あり・・・配偶者が組合員の被扶養者である場合・・・組合員の源泉徴収票の写し※7、8 配偶者が組合員の被扶養者でない場合・・・「組合員の源泉徴収票の写し※8」に併せて配偶者の次の必要書類を提出ください。※9 ◆給与収入がある場合・・・源泉徴収票の写し ◆事業収入がある場合・・・確定申告書及び収支内訳書等一式の写し ◆年金収入がある場合・・・年金証書及び直近の年金支払通知書の写し ※7 18歳未満の子及び学校教育法に規定する学校の学生の場合は必要ありません。 ※8 「組合員の資格取得」が申告理由の場合は必要ありません。なお、年間収入の見込額は資格取得時の標準報酬により算出します。 ※9 夫婦双方が愛知県市町村職員共済組合の組合員である場合は、夫婦間の収入比較を行いませんので夫婦間の収入比較の添付書類は必要ありません。			
6. 父または母のいずれか一方もしくは両方の認定を受けようとする場合、その配偶者について記入ください。			
親（父母）の認定については、夫婦相互扶助の観点から、夫婦の年間収入額の合計が合算認定限度年額未満であることが認定要件となります。 ◎扶養の優先順位は子（組合員）より配偶者（父または母）の方が高いため、配偶者（父または母）が社会保険に加入している場合は認定できません。 当てはまる項目を記入し、以下の必要書類を提出ください。なお、配偶者の医療保険制度欄の【左記以外】は、4(4)の名称を参考に記入ください。 配偶者なし・・・戸籍謄本（設問4(1)※3下線部参照。認定を受けようとする者と同居の場合も提出ください） ◆死別の場合・・・遺族年金の受給の有無について確認し、有の場合は設問3についても記入ください。 ◆遺族年金を受給している場合・・・年金証書及び直近の年金支払通知書の写し ◆遺族年金を受給する予定の場合・・・見込額が確認できる書類（年金事務所にて制度共通年金見込額照会回答票等を発行） ◆遺族年金の受給権がない場合・・・死亡者の年金加入期間が確認できる書類（上記に同じ） 配偶者あり・・・給与収入・・・源泉徴収票 事業収入・・・確定申告書及び収支内訳書等一式の写し 年金収入・・・年金証書及び直近の年金支払通知書の写し 配偶者が組合員の被扶養者でない（認定を受けようとしない）場合・・・配偶者の資格情報通知書の写し又は資格確認書の写し			
7. 組合員と認定を受けようとする者が別居をしている場合に記入ください。			
別居（世帯分離含む）をしている者の認定については、組合員が主たる生計維持者であるかどうかの確認のため、組合員が認定を受けようとする者に対して、仕送りを毎月行っている証明として以下の必要書類を提出ください。 なお、組合員以外の他扶養義務者も仕送りを行っている場合、組合員の仕送金額が最も多くなくてはなりません。 認定を受けようとする者の通帳（表紙及び初回の仕送りが確認できる箇所）の写し ◎組合員の通帳は不可 毎月の仕送金額の算出方法は、当組合ホームページの【被扶養者の解説】にて確認ください。			
8. 組合員が扶養をしなければならない理由、扶養申告に至るまでの経緯及び今後の予定等を記入ください。			
被扶養者認定には、単に認定を受けようとする者の収入が基準内であればよいというのではなく、主として組合員が扶養している生計維持関係が必要となります。申告すれば、必ず被扶養者になれるものではありません。 ・18歳以上60歳未満の者については、通常就労可能で組合員の経済的支援がなくても自立して生活できる年齢とされているため、なぜ組合員が扶養しなくてはならないのか、現在の状況、今後の再就職予定等を詳細に記入ください。 ・組合員の他に扶養義務者がいる場合（特に組合員より扶養の優先順位が高い者がいる場合）は、他の扶養義務者ではなく、組合員が扶養しなければならない理由を具体的に記入ください。 ・事由発生日から30日を経過して申告する場合や具体的な事由発生日（婚姻や退職など）がない場合には、なぜ今回申告をすることになったのかを具体的に記入ください。 ・申告（認定日となり得る日）後一月以内に取消事由に該当することが判明している場合は、組合員との生計維持関係があるとは認められないため、申告できません。例）雇用保険求職申し込み後、給付制限期間が無く、日額3,612円以上の基本手当等を受給する場合 ・20歳以上60歳未満（事由発生日月日時点）の配偶者を申告する場合は、【国民年金第3号被保険者関係届】を添付してください。 ・「写し」と記載がないものは、原本を提出ください。 ・認定を受けようとする者が複数人で必要書類が重複した場合は一部を提出ください。 ・5、6の夫婦の収入比較書類について、双方とも過去の収入、又は双方とも今後1年間の収入見込みで比較してください。 ・状況によっては、掲載していない書類の提出を求めることがありますのでご協力ください。（その際は、提出を求める理由を説明いたします。） ・必要書類等についてご不明な点がございましたら、所属所共済事務担当課へお問い合わせください。（R8.4.1）			